住居地等記録端末等の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 の 2 の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則 (平成 26 年那覇市規則第 59 号) 第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長知念



1 入札に付する事項

(1) 件名	住居地等記録端末等の購入	DE STANDING OF STANDING
(2) 納入場所	「仕様書」のとおり	3 1
(3) 仕様	「仕様書」のとおり	
(4) 様式等	那覇市ホームページからダウンロード	
(5) 納入期限	令和 8 年 3 月 20 日 (金)	AU-SA-AMERICA

2 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開札日時	令和7年12月18日(木) 午後2時
(2) 入札開札場所 那覇市役所本庁舎1階 市民会議室(那覇市泉崎1丁目1番1号)	

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿の「業種1事務機、用紙類、文具類、〇A機器」に登録されている者であること。
(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
(3) 那覇市物品購入等競争入札取扱要領第 13 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立

てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)

- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告 日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
- (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ①暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ②暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ③暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 那覇市内に本店又は支店等を有し、当該本店又は支店等を(1)の名簿に登録していること。

4 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

5 質問の方法・回答

(1)質問の方法	質問書(市指定様式)に質問内容を記載し、下記「13 お問い合せ	
	先」のハイサイ市民課宛てメール又は FAX にて提出すること。	
	※メール送信後に確認のためハイサイ市民課へ電話すること。	
(2)質問期限	令和7年12月3日(水)14時	
(3)質問書に対する	令和7年12月8日(月)17時までに那覇市ホームページに回答を	
回答方法	掲載する。	

6 入札参加申請の方法

(1)申請の方法	入札参加申請書(市指定様式)を記載し、下記「13 お問い合せ先」	
	のハイサイ市民課へ直接持参又はメールにて提出すること。	
	※メール送信後に確認のためハイサイ市民課へ電話すること。な	
	お、原本は入札開始までに提出すること。	
(2)提出期限	令和7年12月12日(金) 16時	

7 入札の方法

(1)入札方法	入札書(市指定様式)による紙入札	
(2)入札時提出書類	①入札書(市指定様式)	
	②代理人が入札するにあっては委任状(市指定様式)	
(3)入札書の記載方法 入札書には、消費税及び地方税を除いた金額を記載すること。		

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	委任状を持参しない代理人のした入札
(3)	入札書が所定の日時までに提出されない入札
(4)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(5)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
(6)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(7)	入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がいない入札
(8)	入札書に記名押印を欠いた入札
(9)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(10)	入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(11)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(13)	郵送による入札
(14)	その他入札の条件に違反した者が提出した入札

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

10 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第12号の規定に基づき免除する。

11 落札者の決定の方法

(1)	本件入札は、総価によって行い、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札
	をした者を落札者とする。
(2)	同価の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定す
	る。
(3)	落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

12 その他

- ①今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- ②提出させた書類は返却しない。
- ③台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札ならびに開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札ならびに開札は延期とする。延期保護の日程は、那覇市ホームページへ掲載する。

13 お問い合せ先

那覇市市民文化部ハイサイ市民課 担当:長浜(ナガハマ)

電話 098-862-3274 FAX 098-862-0384

 $\mathsf{E} \mathrel{ riangledown} - \mathsf{I} \mathrel{ riangledown} : \ \mathsf{naha_c_simin001@city.} \ \mathsf{naha.lg.jp}$